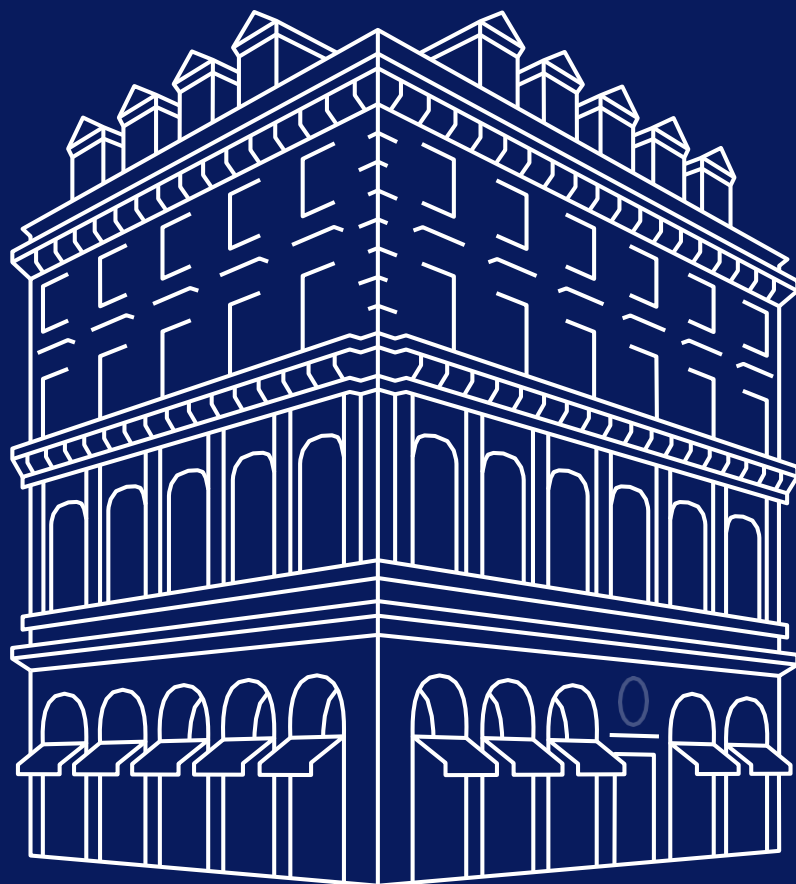


ジュリアス・ベア ノムラ ウェルス マネジメント リミテッド

スイス金融サービス法(FinSA)

お客様向けインフォメーション



Julius Bär

はじめに

このパンフレットでは、2020年1月1日に施行されたスイス金融サービス法(FinSA)について、お客様に知っていただきたい基本的な情報をご紹介します。

FinSAは、投資家の保護を強化し、金融サービス提供者に対して一貫性のある基準を設けることを目的としています。

また、本資料には、ジュリアス・バア ノムラ ウェルス マネジメント (JBNWM)がお客様に提供するサービスに関して、スイスの規制当局が定める基準がどのように適用されているかも記載しています。具体的には、弊社の免許状況、ご提供可能な投資商品の範囲、適格性・適合性の確認方法、お客様の分類、最良執行の方針、利益相反管理、金融商品取引に伴う一般的なリスク、苦情処理の手続きなどについてご説明しています。

さらに詳しい情報は、担当リレーションシップ・マネージャーまでお気軽におたずねください。いつでもご質問に丁寧にお答えいたします。

本パンフレットは、情報提供の目的でのみ作成されており、金融商品の販売促進物(マーケティング資料)ではありません。金融サービスのご提供、金融商品の売買の勧誘または投資助言を目的とするものではありません。

本資料の内容は2025年5月時点のものです。最新版につきましては、以下のウェブサイト(英語版)をご覧ください。

www.juliusbaer.com/finsa



Julius Bär

目次

はじめに	3
ご案内	6
ジュリアス・ベア ノムラ ウェルス マネジメントの投資対象	7
適合性および適格性の評価	8
お客様の分類	9
最良執行方針	10
利益相反の管理	11
金融商品取引に関するリスク	13
苦情の取扱い	13
免責事項	14

ご案内

ジュリアス・ベア ノムラ ウェルス マネジメントについて

ジュリアス・ベア ノムラ ウェルス マネジメントはスイスを拠点とするトップクラスのプライベートバンキンググループの一員です。ジュリアス・ベアは世界的に高く評価される富裕層向け資産運用ブランドであり、特に高度な金融知識を持つ個人のお客様へのサービス提供に重点を置いています。当グループの株式はスイス証券取引所(SIX Swiss Exchange、コード:BAER)に上場されており、スイス株式市場の主要銘柄を示すスイス・リーダー・インデックス(SLI)にも含まれています。

私たちの企業理念は——「富を超えて価値を創造する(Creating Value Beyond Wealth)」。この思いを胸に、皆様の長期的な成功と安心を全面的にサポートしています。

お問い合わせ先および免許情報

ジュリアス・ベア ノムラ ウェルス マネジメントは、スイス金融市場監督庁(FINMA: Swiss Financial Market Supervisory Authority)により認可・監督を受けており、資産運用業のライセンスを取得しています。また、日本においても金融庁の登録・監督を受けて投資運用業および投資助言・代理業のライセンスを取得しています。これにより、主に投資一任運用を中心とした包括的なウェルス・マネジメントサービスを提供しています。

ジュリアス・ベア ノムラ ウェルス マネジメント リミテッド

本社:スイス国チューリヒ市シュトッカーシュトラッセ54
Stockerstrasse 54 P.O. Box 8002
Zurich Switzerland
電話 (+41)-58-888-4800
Fax (+41)-58-888-4801

東京支店:〒105-6026 東京都港区虎ノ門4-3-1
城山トラストタワー26階
電話 03-5473-1600
Fax 03-5473-1601

<https://www.jbnwm.com>

ジュリアス・ベア ノムラ ウェルス マネジメントの 投資対象

ジュリアス・ベア ノムラ ウェルス マネジメントが投資一任サービスのために金融商品を選定する際には、サードパーティが提供する多岐にわたる商品の中から、お客様の投資目的やリスク許容度に最適なものを選びます。これらのプロバイダーとは、業務提携関係を築いている場合もございます。

ただし、ジュリアス・ベア ノムラ ウェルス マネジメントは、サードパーティ(商品提供元)からの報酬 — たとえば販売手数料などのキックバック — を一切受け取っておりません。これにより、お客様にとって最適な商品選択が、公平・中立な立場から行われることを保証しています。

適合性・適格性の評価

お客様に適した投資を行うために

ジュリアス・ベア ノムラ ウェルス マネジメントは投資一任サービスを始める前に、投資戦略や金融商品がお客様の状況に適合していることを法的義務として確認しています。

これは「適合性(suitability)」と「適格性(appropriateness)」の評価といい、以下の点をチェックすることで、お客様にふさわしいサービスかどうかを判断しています。

- ご提供する金融商品やサービスの内容、リスクについて、十分にご理解いただける知識・経験をお持ちか
- 投資にともなうリスク(例:元本割れ)を、金銭面・精神面の両面で受容いただけるか
- 投資目的(リターン目標、投資期間など)に合った商品か

お客様の投資プロフィールおよび知識・経験

適合性・適格性の評価を行うために、お客様には「お客様の投資プロフィール(CIP:Client Investment Profile)」および「知識および経験に関する申告書(K&Eフォーム:Knowledge & Experience Form)」へのご記入をお願いします。具体的には、以下の項目についてお尋ねしています:

- 投資目的(投資期間も含む)
- 財務状況(財務的なリスク負担能力およびリスク許容度を含む)
- 金融商品に関する知識と経験

ジュリアス・ベア ノムラ ウェルス マネジメントでは、お客様から提供された情報に基づいて適合性・適格性の評価を行いますので、ご自身の状況に変更があり、提出済みの情報と一致しなくなった場合は速やかに通知していただくようお願いしています。

投資戦略の適合性

「お客様の投資プロフィール(CIP)」にて収集したお客様の情報をもとに、個別のお客様にふさわしい全体的な投資戦略を策定します。

この投資戦略は、その後の投資一任契約における適切な投資戦略設定の基礎となります。

投資一任契約における適合性

投資一任契約では、お客様は投資判断をジュリアス・ベア ノムラ ウェルス マネジメントに委任します。弊社は全ての投資を事前に合意された投資戦略に従って実施することで、適合性を充足することとしています。

投資戦略の遵守については、独立したリスク管理部門によって常時モニタリングされ、管理体制が確保されています。

お客様の分類

お客様分類に関するご案内

スイス金融サービス法(FinSA)では、金融サービス提供者に対して、お客様を次のカテゴリのいずれかに分類することを求めています。

- ・ 個人顧客(private clients)
- ・ プロフェッショナル顧客(professional clients)
- ・ 機関投資家(institutional clients)

各カテゴリによって、情報提供義務、適合性・適格性評価の義務、文書保管および説明責任などの面で、異なるレベルの投資家保護が適用されます。

個人顧客の扱い

個人顧客には最も高い水準の投資家保護が適用されます。取り扱い可能な金融商品の範囲は、原則として個人顧客向けに販売が認められた商品、または個人顧客への販売登録が完了した商品に限定されます。

プロフェッショナル顧客の扱い

プロフェッショナル顧客は、高い専門知識および経験を有し、財務的損失を吸収できる能力を備えていると想定される熟練投資家として扱われます。そのため、投資家保護の水準は個人顧客ほど高くは設定されていません。プロフェッショナル顧客は、プロフェッショナル顧客専用の金融商品や、個人顧客への販売登録のない商品など、より広範な投資対象を利用することが可能です。

プロフェッショナル顧客になる方法

プロフェッショナル顧客となる方法は二つあります。一つは法律により自動的にプロフェッショナル顧客とみなされるケース、もう一つは一定の条件を満たす本人からの申請(オプトアウト)によるケースです。

次のものは、法律により本来のプロフェッショナル顧客として定義されています。

- ・ スイス銀行法、同金融機関法、同集団投資計画法に定義される金融仲介業者
- ・ スイス保険監督法に定義される保険会社
- ・ 監督当局による安全性・健全性確保のための監督を受ける外国の顧客

- ・ 中央銀行
- ・ 専門的な資金運用を行う公的機関
- ・ 専門的な資金運用を行う職域年金基金および職域基金
- ・ 専門的な資金運用を行う企業
- ・ 大企業
- ・ 富裕層個人向けに設立された専門的な資金運用を行う私募投資ストラクチャー

富裕層の個人顧客は、プロフェッショナル顧客への分類(オプトアウト)を申請できます。プロフェッショナル顧客と認められるためには、以下の法定要件のいずれかを満たしていなければなりません。

- ・ 投資に伴うリスクを理解するために必要な知識を有しており(訓練、教育、職業経験または金融分野における同等の経験を通じて)、かつ対象資産が少なくとも50万スイスフラン以上であること。または
- ・ 対象資産が少なくとも2百万スイスフラン以上あること。

なお、不動産への直接投資および社会保険制度からの請求権、並びに職域年金資産は、対象となる金融資産に該当しません。

プロフェッショナル顧客となるには、全ての要件を満たしていることをお客様ご自身が確認し、承諾する必要があります。

オプトイン

申請により一度プロフェッショナル顧客として分類された場合でも、お客様は、いつでも再び個人顧客としての取り扱い(オプトイン)に戻すことができます。

最良執行方針

最良執行

最良執行とは、お客様に代わって取引を執行する際(他金融機関を活用した取引執行を含む)、お客様にとって最善の結果を得るために必要なすべての措置を一貫して講じる義務を意味します。

最良執行の検討要素

ジュリアス・ベア ノムラ ウェルス マネジメントは、お客様にとって最善の執行結果を得るために、以下の要素を検討します。

- 価格(price):金融商品が実際に執行される価格
- コスト(cost):隠れたコスト(市場への影響等)、明示的な外部コスト(取引所、清算・決済手数料等)、および明示的な内部コスト(弊社が課す手数料およびコミッション)を含む
- 迅速性(speed):お客様の取引を執行するまでに要する時間
- 執行および決済の可能性(likelihood of execution and settlement):弊社がお客様の取引を確実に完遂できる可能性
- 取引規模(size):お客様の取引規模。執行価格に与える影響を踏まえて評価
- 取引の性質その他の執行に関連する事情(nature of the transaction or any other consideration):特定の取引の特性が最良執行の達成にどのような影響を与えるか

一般的に、金融商品の価格および注文執行にかかるコスト(総コスト)が最善の結果を得る上で最も重要視されます。

ただし、個別の取引についての最終的な成果には他の要素も影響を及ぼす可能性があるため、特定のケースでは、直近の価格やコストよりも、他の執行要素に高い重みを置く場合があります。

最良執行のガバナンス体制

ジュリアス・ベア ノムラ ウェルス マネジメントは、最良執行に関する内部ガバナンス体制を導入しており、これには最良執行方針の策定、執行の仕組みの設計・運用、ならびにそれらを検証するコントロール・モニタリング体制が含まれます。

このガバナンス体制の有効性については、毎年1回、完全性および有効性の観点から包括的な見直しを実施しています。たとえば、ブローカー選定基準が依然として適切かどうか、または現行の執行体制が引き続き最善の結果を生み出せているかといった点を評価します。

また、ジュリアス・ベア ノムラ ウェルス マネジメントの執行能力に重大な影響を及ぼすような変更が発生した場合——例えば新しい取引システムの導入、主要な執行先の変更、または規制要件の改正など——には、直ちに見直しプロセスを実施し、迅速に体制を更新・改善します。

利益相反の管理

概要

利益相反は、複数の事業上の利害が互いに対立する場合に生じる可能性があります。適切に管理されない場合、お客様に経済的な不利益が生じるおそれがあります。

インセンティブ等を有する場合。

- お客様と同一の事業活動を行っている、またはお客様に提供されるサービスに関して、弊社等が報酬を受け取っている場合。

利益相反の具体例

以下は、利益相反が生じる可能性のある状況の一部を挙げたものです(網羅的なものではありません)。

- 金融商品の販売および取引に関する、ジュリアス・ベア ノムラ ウェルス マネジメント自体の利益。これには、ジュリアス・ベア グループの関連会社またはその他の関係会社が発行する金融商品が含まれます。
- 従業員の業績連動型報酬および金融仲介業者に支払われる報酬(該当し、かつ許可されている場合)。
- ジュリアス・ベア ノムラ ウェルス マネジメントがお客様に提供または推奨される金融商品の発行会社と有する関係(サービス契約、協働契約、収益分配契約など)。

利益相反の特定に関する措置

ジュリアス・ベア ノムラ ウェルス マネジメントは潜在的な利益相反を適切に特定し、管理することに努めています。このため、以下のいずれかに該当する状況を、すべて登録簿に記録しています。

- お客様が損害を被ることによって、弊社やグループ会社等(以下「弊社等」といいます)が経済的利益を得るまたは経済的損失を回避することが予想される場合。
- お客様に提供されるサービスまたは代理で執行される取引の結果について、弊社等がお客様とは異なる利益を有する場合。
- 弊社等が、特定のお客様またはお客様グループの利益を、他のお客様等の利益よりも優先させるような経済的もしくはその他の

利益相反の防止・軽減措置

ジュリアス・バア ノムラ ウェルス マネジメントは、専門的知見と誠実さを持って業務を行うことを目指しています。利益相反に関しては、最低基準を定めた別個のポリシーを策定しています。すべての従業員は、常にこのポリシーを遵守する義務を負っています。

さらに、利益相反を適切に特定し、回避または最小限に抑えるため、組織的な対策を幅広く導入しています。主な対策は以下の通りですが、これらに限定されるものではありません。

- お客様の利益を保護するための組織的手続き(機密エリアの設定、情報バリア、職責の分離、アクセス権の制限など)。
- 接待・贈答の受領、提供および開示に関する規則の策定・運用。
- 従業員の自己勘定取引に関する規則の策定・運用。
- 外部委任業務、副業、従業員の大規模な株式保有についての承認およびレビュー手続き。

利益相反管理体制

ジュリアス・バア ノムラ ウェルス マネジメントは、部門レベルおよび独立した統制機能において、利益相反に関する措置およびポリシーが適切に実施され、遵守されることを保証するための各種統制手段を導入しています。これには、以下の手段が含まれますが、これらに限定されるものではありません。

- 経営陣に直接報告する独立したコンプライアンス部門。同部門は、利益相反の特定、回避および管理の監視を使命としています。
- 不適切な取引パターンを特定するための、ITシステムを活用した取引モニタリングおよび報告体制。

お客様への情報開示

ジュリアス・バア ノムラ ウェルス マネジメントは、お客様に提供するサービスに関して生じうる利益相反を回避または最小限に抑えるよう尽力しています。

万が一、導入した対策によってもお客様の不利益を防止できない場合、または著しく過大な努力を伴う場合に限り、当該利益相反を適切な形で開示いたします。

詳細は、「ジュリアス・バア グループにおける利益相反の取扱いについて」(『Information on the treatment of conflicts of interest by the Julius Baer Group』)をご参照ください。同資料は、以下よりダウンロード可能です。

[conflict-of-interest-en.pdf](#)

金融商品取引におけるリスク

金融商品(例:株式、債券、投資信託、ストラクチャー商品など)への投資には利益の機会がある一方で、さまざまなリスクも伴います。お客様ご自身が投資される金融商品のリスクを十分に理解しておくことは極めて重要です。契約締結前交付書面 (Pre-contractual Disclosure Document) 等には、金融商品の特徴および関連リスクについての一般的な情報が記載されています。

この書面は、お客様の担当リレーションシップ・マネージャーを通じて、投資一任契約を締結する前にご提供いたします。

苦情の取扱い

お客様からのご意見や苦情は、担当リレーションシップ・マネージャーに直接ご連絡いただけますと、最も適切に対処いたします。書面による苦情をご提出いただく場合は、お客様のお名前、内容、ご連絡先を必ず記載ください。ジュリアス・ベア ノムラ ウェルス マネジメントは、すべてのご意見・苦情に対して、迅速かつ適切に対応するよう全力を尽くします。

弊社の回答にご納得いただけない場合、または弊社の対応に不満を感じられたときは、その旨をぜひお知らせください。状況を改めて精査し、適切な是正措置を講じる機会とさせていただきます。仮に弊社の対応に最終的にご不満が残る場合には、次の独立した外部紛争解決機関にご相談いただくことが可能です。

連絡先

スイス銀行オンブズマン

バーンホフプラッツ 9 P.O. Box 8021
 チューリッヒ スイス
 Swiss Banking Ombudsman
 Bahnhofplatz 9 P.O. Box 8021
 Zurich Switzerland
 Web: www.bankingombudsman.ch

金融商品仲介援助センター (FINMA: 日本の認定紛争解決機関)

〒103-0025
 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13
 電話: 0120-64-5005 (通話料無料)
 Web: www.finmac.or.jp

免責事項

本パンフレットは、ジュリアス・バア ノムラ ウェルス マネジメント リミテッド (JBNWM) のお客様向けに作成されたものです。

内容には細心の注意を払って作成していますが、刊行後に特定の情報が変更となる可能性もあるため、弊社は本パンフレットに記載された情報の適切性、正確性、完全性および内容の誤りの有無について、一切の法的責任を負いかねます。

本パンフレットの記載に関わらず、お客様と弊社との間で結ばれた個別契約の内容が常に優先されます。

© Julius Baer Nomura Wealth Management Ltd., 2026



Julius Bär

Julius Bär

